

逗子市地域公共交通活性化協議会交通戦略部会規約

(目的)

第1条 逗子市地域公共交通活性化協議会条例（令和6年条例第23号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、逗子市地域公共交通活性化協議会（以下「交通協議会」という。）の部会として、地域における課題整理及び施策事業等に関する専門的な見地から協議を行うため、逗子市地域公共交通活性化協議会交通戦略部会（以下「交通戦略部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 交通戦略部会は、部会員10人以内をもって組織する。

2 部会員は、市長及び次に掲げる者の中から交通協議会の会長が指名又は招聘する。

(1) 条例第3条第2項第1号から第3号までに掲げる交通協議会の委員（一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者及び一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者）

(2) 条例第3条第2項第8号に掲げる交通協議会の委員（学識経験者）

(3) その他交通協議会の委員のうち、交通協議会の会長が必要であると認める者

(任期)

第3条 部会員の任期は、交通協議会の委員の在任期間とする。

2 部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

3 部会員は、再任されることができる。

(部会長)

第4条 交通戦略部会に、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、交通戦略部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通戦略部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 交通戦略部会は、部会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通戦略部会の議事は、出席部会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

4 交通協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 部会長は、交通戦略部会の会議を開催したときは、次の交通協議会において会議の結果等を報告するものとする。

(庶務)

第6条 交通戦略部会の庶務は、環境都市課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、交通戦略部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年2月20日から施行する。